

平成二十一年五月十九日受領
答弁第三八四号

内閣衆質一七一第三八四号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出新型インフルエンザの検疫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出新型インフルエンザの検疫に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、検疫所長等が、折に触れて、今回の新型インフルエンザに係る検疫業務を担当している検疫官の激励等を行い、その士気高揚に努めているところである。また、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定に基づき、超過勤務手当、特殊勤務手当等の支給を行っているところである。